

公益社団法人日本アメリカンフットボール協会 社員等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本アメリカンフットボール協会の定款改正に際して、定款改正の施行後最初の社員（正会員）（以下「改正後最初の社員」という。）の定め方及びこれに関連する事項について定めることを目的とする。

(最初の社員及び従前の社員の資格喪失)

第2条 改正後最初の社員（正会員）は、この規則により定めるものとする。

2 前項の改正後最初の社員（正会員）でないものは、定款の変更に係る文部科学大臣の認可をもってこの法人の社員の地位を喪失するものとする。

3 前項の定めは、この法人の社員の地位に関する他のすべての定めに優先する。

(最初の加盟団体)

第3条 公益社団法人日本アメリカンフットボール協会の最初の加盟団体は、別表第1に掲げる競技団体及び日本アメリカンフットボール審判協会とする。

(代表者数及び代表者の選定)

第4条 この法人の正会員となるべき加盟団体の代表者の定数の算定の基礎とするメンバー数は、別表第2に定めるところによるものとする。

2 前項のメンバー数は、2012年の10月1日時点の数とする。

3 加盟団体は、そのメンバー数に応じて、別表第3に定める定数までの代表者（個人）を選定する。

(入会手続)

第5条 この法人の正会員になろうとする加盟団体の代表者は、入会申込書（第1号様式）に、履歴書及び住民票（又は身分を証明する書類）を添付して、この法人に提出することにより正会員の資格を取得する。ただし、会長が必要と認めたときは、添付書類の一部又は全部を省略することができる。

2 前項の規定にかかわらず、当該加盟団体の代表者の数が前条第3項に定める定数を超えるときは、当該超過分の入会申し込みは無効とする。

3 第1項の定めにかかわらず、次に掲げる者は正会員になることができない。

(1) 成年被後見人及び被保佐人

(2) 過去にこの法人の会員であった者で、除名されてから5年以上経過していないもの

4 正会員としての入会を申し込む者は、入会金及び会費としてそれぞれ1000円を納めなければならない。この入会金及び会費を納めた者は、改正後の定款第8条第1項でいう入会金及び会費（当該年度に係るもの）を納めたものとみなす。

5 会長は、入会決定通知書（第2号様式）により、入会の可否を入会申込者に通知しなければならない。

(会員名簿)

第6条 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿（第3号様式）に登録する。

- 2 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(分担金に関する経過措置)

第7条 定款改正前に社員（正会員）であった加盟団体がこの法人に納める2013年4月1日から2013年3月31日までに係る分担金については、定款改正施行の日の如何によらず、なお従前の例による。

- 2 加盟団体は、前項に基づく分担金を2013年9月末までに納付しなければならない。
- 2 前2項に基づき分担金を納めた加盟団体にあつては、公益社団法人日本アメリカンフットボール協会加盟団体に関する規程第4条に定める分担金に関し、2013年3月31日までに係るものについては、納める義務はないものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、公益社団法人日本アメリカンフットボール協会の最初の社員等に関して必要な事項は、会長が別に定める。ただし、移行登記により施行される諸規則・諸規程等に定めがある事項については、移行登記の後はその定めに従う。

附 則（平成25年8月18日社員総会決議）

この規程の改正は、定款改正に係る文部科学大臣の認可の日（平成25年10月30日）より施行する。

別表第1（競技団体。第3条関係）

競技団体名
北海道学生アメリカンフットボール連盟
東北学生アメリカンフットボール連盟
一般社団法人関東学生アメリカンフットボール連盟
東海学生アメリカンフットボール連盟
北陸学生アメリカンフットボール連盟
関西学生アメリカンフットボール連盟
中四国学生アメリカンフットボール連盟
九州学生アメリカンフットボール連盟
一般社団法人日本社会人アメリカンフットボール協会
関東高等学校アメリカンフットボール連盟
関西高等学校アメリカンフットボール連盟

別表第2（メンバー数。第4条第1項関係）

団体種別	登録者数					⑤メンバー数
	①	②	③	④	登録者数	
大学生	選手	学生スタッフ	コーチ・スタッフ	審判	①～④	①+②
高校生	選手	生徒スタッフ	コーチ・スタッフ	審判	①～④	①+②
小中学生	選手	生徒スタッフ	コーチ・スタッフ	審判	①～④	①+②
社会人	選手	(なし)	コーチ・スタッフ	審判	①～④	①+③+④
審判	(なし)	(なし)	(なし)	審判	④	④

別表第3（代表者数。第4条第3項関係）

メンバー数	代表者数
1～100	0
101～300	1
301～700	2
701～1500	3
1501～2300	4
2301～3100	5
3101～3900	6
3901～4700	7
4701～5500	8
5501～6300	9

第1号様式（第5条第1項関係）

<p>公益社団法人日本アメリカンフットボール協会入会申込書</p> <p>私は、貴協会の正会員として入会したいので、下記書類を添えて申し込みます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 入会希望時期 貴協会の定款改正施行の時</p> <p>2 添付書類</p> <p>① ○○○○</p> <p>② ○○○○</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">〒</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 ㊟</p> <p>公益社団法人日本アメリカンフットボール協会</p> <p style="text-align: center;">会長 ○○○○ 殿</p>	
--	--

第2号様式（第5条第5項関係）

<p>公益社団法人日本アメリカンフットボール協会入会決定通知書</p> <p>貴殿は、本協会の正会員として、入会が認められたので通知いたします。なお、正会員としての資格が発生するのは、本協会の定款改正施行の時となります。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">公益社団法人日本アメリカンフットボール協会</p> <p style="text-align: right;">会長 ○○○○ ㊟</p> <p>氏名 殿</p>	
--	--

(注) 入会が認められなかった場合も本様式に準じる。

第3号様式（第6条関係）

公益社団法人日本アメリカンフットボール協会会員名簿

会員 種別	入会 年月日	会 員 名		住所又は所在地	退会 年月日	摘要
		氏名（法人名）	代表者名			
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	

（注） 1. 会員種別は、正会員、賛助会員等の区別を記入する。

2. 加盟団体名を「氏名（法人名）」の欄に、本人の氏名を「代表者名」の欄に記入する。